

預金共通規定（普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定）

変更後	変更前
<p><b>3.（振込金の受入れ）</b>            (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。  <b>ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>5.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b>            (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出してください。この届出前に、<b>届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通帳・証書を再発行する場合には当金庫所定の<b>再発行</b>手数料をいただきます。</p> <p><b>6.（成年後見人等の届出）</b>            (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。  <b>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、<b>当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</b></p> <p><b>7.（印鑑照合等）</b>            払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め<b>たほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</b></p> <p><b>11.（解約等）</b>            (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。</p> <p><b>15.（規定の変更等）</b>            (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。            (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。            (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p><b>3.（振込金の受入れ）</b>            (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>5.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b>            (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によってお取引店に届出してください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通帳・証書を再発行する場合には当金庫所定の手数料をいただきます。</p> <p><b>6.（成年後見人等の届出）</b>            (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><b>7.（印鑑照合等）</b>            払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認<b>めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</b></p> <p><b>11.（解約等）</b>            (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>15.（規定の変更等）</b>            本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>

**普通預金規定(無利息型普通預金を含む)**

変更後	変更前
<p><b>1. (預金契約の成立)</b>                      当金庫は、お客様から普通預金および無利息型普通預金(以下「この預金」といいます。)に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとしてします。</p> <p><b>2. (預金の払戻し)</b>                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) (略)                      (4) (略)                      (5) 前(4)の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p><b>4. (規定の変更等)</b>                      (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとしてします。                      (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。                      (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとしてします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとしてします。</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><b>1. (預金の払戻し)</b>                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) (略)                      (4) (略)                      (新設)</p> <p><b>3. (規定の変更等)</b>                      本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとしてします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとしてします。</p>

## 貯蓄預金規定

変更後	変更前
<p><b>1. (預金契約の成立)</b> 当金庫は、お客様から当金庫所定の 貯蓄預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>2. (預金の払戻し)</b> この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 (1) (略) (2) (略) (3) 前(2)の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p><b>5. (規定の変更等)</b> (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p><b>1. (預金の払戻し)</b> この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 (1) (略) (2) (略) (新設)</p> <p><b>4. (規定の変更等)</b> 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

# 納税準備預金規定

変更後	変更前
<p><b>1. (預金契約の成立)</b> 当金庫は、お客様から当金庫所定の納税準備預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>3. (預金の払戻し)</b> この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書納税通知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 ただし、お取引店で取扱うことのできない租税については振込により納付します。その場合当金庫所定の振込手数料が必要となります。 (5) (略) (6) 前(5)の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻してできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p><b>4. (利息)</b> (1) (略) (2) (略) (3) 前2項・3項の利率は金融情勢に応じて変更します。 (4) この利息には第3項の場合を除き所得税はかかりません。</p> <p><b>6. (規定の変更等)</b> (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p><b>2. (預金の払戻し)</b> この預金を払戻す場合は以下の事項により取り扱います。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書納税通知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 ただし、お取引店で取扱うことのできない租税については振込により納付します。その場合当金庫所定の手数料が必要となります。 (5) (略) (新設)</p> <p><b>3. (利息)</b> (1) (略) (2) (略) (3) 前1項・2項の利率は金融情勢に応じて変更します。 (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。</p> <p><b>5. (規定の変更等)</b> 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

## 通知預金規定

変更後	変更前
<p><b>1. (預金契約の成立)</b> 当金庫は、お客様から当金庫所定の通知預金(以下「この預」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>6. (預金の解約)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前(2)の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>(4) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。</p> <p><b>6. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p><b>5. (預金の解約)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。</p> <p><b>5. (規定の変更等)</b> 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。</p>

# 総合口座取引規定

変更後	変更前
<p><b>1. (総合口座取引に係る契約の成立)</b> 当金庫は、お客さまから当金庫所定の総合口座申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに総合口座に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>5. (預金の払戻し等)</b> (1) (略) (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。 (3) (略) (4) 前3. 項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p><b>7. (当座貸越)</b> (1) (略) (2) (略) (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p> <p><b>8. (貸越金の担保)</b> (1) (略) (2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。 (3) (略)</p> <p><b>11. (印鑑照合等)</b> この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p><b>12. (即時支払)</b> (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき ② お客様に相続の開始があったことを当金庫が知ったとき ③ お客さまが行方不明になったことを当金庫が知ったとき ④ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき</p> <p><b>15. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他</p>	<p>(新設)</p> <p><b>4. (預金の払戻し等)</b> (1) (略) (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。 (3) (略) (新設)</p> <p><b>6. (当座貸越)</b> (1) (略) (2) (略) (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p> <p><b>7. (貸越金の担保)</b> (1) (略) (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。 (3) (略)</p> <p><b>10. (印鑑照合等)</b> この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><b>11. (即時支払)</b> (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき ② 相続の開始があったとき ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき</p> <p><b>14. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p>



変更後	変更前
<p>必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p><b>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお定期預金が第8条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>19. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><b>16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお定期預金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>18. (規定の変更等)</b></p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>